

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成三十年八月二十一日から同年九月三日までの間縦覧に供します。

平成三十年八月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称			
谷尾 薫	檀原市南山町二九七番地	桜井市大字山田二二八九番一ほか三筆	
山本 裕樹	桜井市大字小夫三八八番地	桜井市大字三谷七三四番	

二 申請年月日

平成三十年八月八日